

グループホーム ベルフラワー重要事項説明書

1. 当園が提供するサービスについての相談窓口

電話 0172-36-6517

担当 管理者 成田 しおり

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ベルフラワーの概要

①グループホーム ベルフラワーの指定番号およびサービス提供地域

事業所名	認知症対応型共同生活介護グループホーム ベルフラワー
所在地	青森県弘前市城南五丁目13番地15
介護保険指定番号	0270201353
サービスを提供する地域*	弘前市

3. サービス内容

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人弘前わかば会が開設する認知症対応型共同生活介護 グループホーム「ベルフラワー」(以下「事業所」という)が行う認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス・短期利用共同生活サービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要支援2もしくは要介護状態にある認知性高齢者に対し、的確なサービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

要支援者(要支援2)または、要介護者であって認知症にある者で、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。

第3条 (事業所の名称及び所在地)

この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ベルフラワー
- (2) 所在地 弘前市大字城南五丁目13番地15

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名(管理者と兼務)
認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護職員 6名・常勤職員6名(うち1名は管理者、計画作成担当者と兼務)
- (4) 看護職員(介護老人福祉施設より看護師4名が交代制で24時間連絡可能な体制をとり、お客様の急変時の対応・健康管理を行う。)

第5条 (利用定員等)

事業所の利用定員は9名とする。

- 1階 個室 4部屋
- 2階 個室 5部屋

第6条 (定員の遵守)

災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

第7条 (内容及び手続きの説明および同意)

事業所はサービスの提供の開始に際し、利用申込者又はそのご家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、内容および利用機関等に利用申込者の同意を得る。

第8条 (入退居)

- 1 要支援者(要支援2)もしくは、要介護者であって認知症の状態にある者で、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- 2 利用申込者の利用に際し、主治の医師の診断書等により当該利用申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。(入所時健康診断書)
- 3 利用申込者が入院治療を必要とする場合や、利用申込者に対して適切な便宜を供給することが困難な場合、また疾患に恒常的な医療行為・受診が必要となった場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介・移行する等の措置を速やかに講じる。お客様の利用申込者に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 4 お客様の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が共同生活住居で日常生活を営むことができるかどうか否かを検討する。検討にあたっては、従業員間で協議する。
- 5 居宅での日常生活が可能と認められるお客様に対して、本人及びそのご家族の要望、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、円滑な退居の為の援助を行う。
- 6 お客様の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。
- 7 その他、認知症以外の疾患に恒常的な医療行為・受診が必要となった場合。

第9条 (サービス利用の留意事項)

お客様は管理者や介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

第10条 (外出及び外泊)

お客様が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。

第11条 (衛生保持)

お客様は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持の為に事業所に協力する。

第12条 (禁止行為)

お客様は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、また自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔(問題行動)などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第13条 (食事)

お客様の食事は、栄養及び利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとすると共に、適切な時間に行う。また自立支援に配慮し、食堂で行うように努める。

食事時間はおおむね以下の通りとする。

- 1 朝食 午前7時30分～
- 2 昼食 午後12時～
- 3 夕食 午後18時～

第14条 (活動時間)

- 1 お客様の活動時間は、利用者の心身の状況を考慮し適切な時間をもって行う。また、それ以外の時間は、夜間及び深夜の時間帯のサービス提供とする。
- 2 活動時間は、以下の通りとする。

活動時間 午前6時より午後9時まで

第15条（医療との連携・健康管理）

- 1 事業所の介護職員・看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置をとる。
- 2 事業所の管理者は、利用者に対して行った健康手帳を有しないものについては、この限りでない。
- 3 医師の往診の手配、その他療養上の援助をします。尚通院に関しては、原則としてご家族に協力していただきます。やむをえず受診対応が実施せざるを得ない場合は外部介護タクシー・有料ヘルパーで送迎・付き添いは可能です。（実費徴収）
- 4 介護老人福祉施設より看護師が配置となり24時間連絡可能な体制をとり、入居者の急変時の対応、健康管理を行うものとする。
 - 一 朝・夕のバイタル測定、健康管理をし、早期に特変者を発見する。
 - 二 体調異常者の観察をし、適切な処置を行う。
 - 三 通常時及び利用者の状態悪化時に医療機関(主治医)との連絡・調整を行う。

第16条（介護）

- 1 介護に当たっては、お客様の心身の状況に応じ、お客様の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 事業所は、1週間に2回以上適切な方法により、お客様をボディケア又は清拭する。
- 3 事業所は、お客様の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ないお客様のおむつを適切に取り替える。
- 5 事業所は、お客様の食事その他の家事等は、原則としてお客様と介護職員が共同で行うよう努める。
- 6 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 事業所は、お客様に対して、お客様の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

第17条（社会生活上の便宜の供与等）

- 1 お客様の為にレクリエーションの機会を設ける。
- 2 お客様が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、お客様またはそのご家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常にお客様のご家族との連携を図り、お客様とご家族の交流等の機会を確保する。

第18条（利用料金）

- 1 サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。
- 2 厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け事業所において、当該基準により
 - 一 医療連携体制加算を、1日につき39単位を所定単位として算定する。
 - 二 サービス提供体制強化加算を、1日につき12単位を所定単位として算定する。
 - 三 認知症行動・心理症状緊急対応加算を、1日につき200単位を所定単位として算定する。
 - 四 若年性認知症利用者受入加算を、1日につき120単位を所定単位として算定する。
 - 五 初期加算を1日につき30単位を所定単位として算定する。
 - 六 看取り介護加算を1日につき80単位を所定単位として算定する。
 - 七 退居時相談援助加算、400単位を所定単位として算定する。

※ いずれも該当者に限り適用される。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 お客様が選定する特別食の費用
 - 二 理美容代 ヘアカット 1回 1,500円
 - 三 おむつ代 メディパフラットなど各種別料金（別料金表参照）
 - 四 事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても個人が通常必要となるものに係る費用。個人の日常生活費（消耗・娯楽参加費）のうち、個人で使用し負担することが適当と認められる範囲（個人で使用する日用品「シャンプー・石鹸・ティッシュ・カミソリなど」個別日用品料金別表）をご家族が用意するか、事業所に依頼するかを選択方式。事業所提供の場合はそれぞれ各料金を実費徴収いたします。

- 五 予約制マッサージ（1ヵ所10分 実費徴収 ¥500-）
- 六 介護報酬額からの給付に変更があった場合、変更された金額に合わせて、お客様の負担額を変更する。
- 七 サービスの提供に当たって、利用者またはそのご家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。
- 4 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合にお客様から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

(1) 認知症対応型共同生活介護費（介護予防）

<単位：円>

	施設利用料	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
保険適用	共同生活介護費	(831円) 24,930	(831円) 24,930	(848円) 25,440	(865円) 25,950	(882円) 26,460	(900円) 27,000
	医療連携体制加算	0円	(39円) 1,170	(39円) 1,170	(39円) 1,170	(39円) 1,170	(39円) 1,170
	サービス提供体制強化加算I	(12円) 360	(12円) 360	(12円) 360	(12円) 360	(12円) 360	(12円) 360
食事	食事代	36000円	36000円	36000円	36000円	36000円	36000円
住居	家賃	16000円	16000円	16000円	16000円	16000円	16000円
	光熱水費	15000円	15000円	15000円	15000円	15000円	15000円
合計(30日)		92,290	93,460	93,970	94,480	94,490	95,530

(2) 短期利用共同生活介護費（介護予防）

	施設利用料	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
保険適用	共同生活介護費	861円	861円	878円	895円	912円	930円
	サービス提供体制強化加算I	12円	12円	12円	12円	12円	12円
食事	食事代	1200円	1200円	1200円	1200円	1200円	1200円
住居	家賃	534円	534円	534円	534円	534円	534円
	光熱水費	500円	500円	500円	500円	500円	500円
合計(1日)		3107円	3107円	3124円	3141円	3158円	3176円

(3) その他必要に応じて下記の加算を徴収致します。

加算	単位数	要件
初期加算	30/日	入居より30日以内
看取り介護加算	80/日	行った看取り介護に対して、死亡日を含めて30日を上限とする。 (退居日翌日から死亡日までの期間は含まない)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方が利用する場合(7日を上限)
若年性認知症利用者受入加算	120/日	若年性認知症の方が利用された場合
退居時相談援助加算	400	在宅における生活に関する相談援助を行った場合(1人につき1回を限度とし、入院、他施設への入所、死亡は対象外)

第19条（介護保険サービス以外の利用料）

食材費	1日につき	1,200円	
家賃	1ヵ月	16,000円	(1日 534円)
水道光熱費	1ヵ月	15,000円	(1日 500円)

第20条（料金の支払い方法）

- 1 サービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月15日までに事業所が指定する方法で支

第27条（協力病院）

入院治療を必要とする利用者の為に協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。（各主治医・特養嘱託医など緊急搬送先輪番病院）

第28条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第29条（秘密保持等）

- 1 事業所の従業員は、正当な理由なく、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得たお客様または、その家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 お客様に関する情報を提供する際には、必要最小限の範囲内で個人情報を使用することに同意する。
- 4 地域包括センター・居宅介護支援事業所等に対して、お客様に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章によりお客様の同意を得る。

第30条（地域包括センター・居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止）

- 1 地域包括センター・居宅支援事業者またはその従業員に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 2 地域包括センター・居宅介護支援事業者またはその従業員から、事業所からのお客様を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第31条（苦情処理）

- 1 お客様からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文章の提出・掲示を求め、また市町村職員からの質問・照会に応じ、お客様からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関するお客様からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

第32条（地域との連携等・運営推進会議の開催等）

運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域の交流に努める。おおむね2ヵ月に1回定期的に行い、地域に開かれたサービスとして運営推進会議を開催し、質の確保・向上を目指していく。

第33条（事故発生時の対応）

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。
(お客様個人の過失事故「転倒・転落」については、状況に応じてはお客様の自己責任とします。)

第34条（会計の区分）

サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

第35条（記録の整備）

- 1 従業員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第36条

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人弘前わかば会と事業所の管理者との

協議に基づいて定めるものとする。

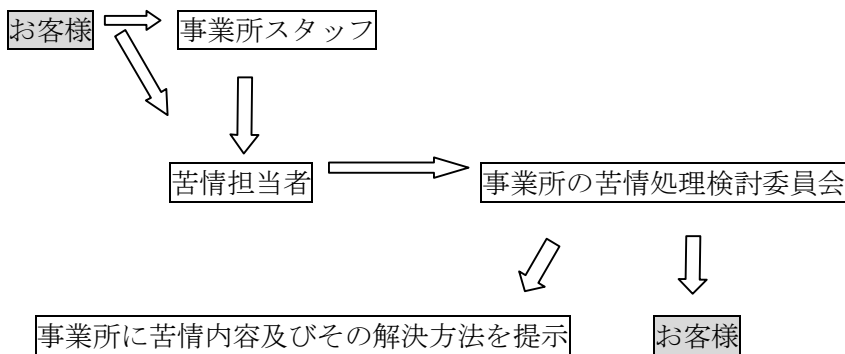
第37条（苦情処理）

苦情処理体制についての相談窓口を以下の通りとする。

担当者 成田 しおり
連絡先 弘前市城南5丁目13-15 0172-36-6517
受付日 年中無休（24時間）

i) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(ii) その他

- ① 当施設内にお住まいの市町村及び青森県国民健康保健団体の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
- ② 各市役所、町村役場 弘前市 0172-35-1111（内線421）
- ③ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336
- ④ 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村スタッフからの質問・照会に応じ、お客様からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- ⑤ サービスに関するお客様からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

第38条（地域との連携等）

運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域の交流に努める。

第39条（事故発生時の対応）

- i サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置、医療機関への運搬等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行う。
- ii 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。
- iii 当事業所の介護サービスによりお客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を検討する。

附則 この規定は、平成15年5月2日から施行。（平成19年9月20日一部改訂）

附記 この規定は、平成20年4月1日より施行する。

附記 この規定は、平成21年1月7日より施行する

附記 この規定は、平成21年3月31日より施行する

平成 年 月 日

認知症対応型共同生活介護サービス・介護予防認知症対応型共同生活サービス・短期利用共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 弘前わかば会
認知症対応型共同生活介護 グループホーム ベルフラワー

説明者	職名	氏名	印
-----	----	----	---

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

契約者	住所		
	氏名		印

説明同意者	住所		
	氏名		印